

# 虐待防止マニュアル

特定非営利活動法人 「星とたんぽぽ」

児童発達支援・放課後等デイサービス「星とたんぽぽ」

児童発達支援・保育所等訪問支援「星とたんぽぽいっぽずつ」

(目的)

第1条 このマニュアルは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、特定非営利活動法人「星とたんぼぼ」が運営する指定児童発達支援事業所「星とたんぼぼ」指定児童発達支援事業所「星とたんぼぼ・いっぼずつ」放課後等デイサービス「星とたんぼぼ」(以下、「施設」という)において、虐待・身体拘束を未然に防止するための体制及び虐待・身体拘束が発生した場合の対応等を定め、児童の権利や利益の擁護を目的とする。

(虐待の定義)

第2条 「虐待」とは、当施設の職員が児童に対して行う次の行為をいう。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えるということ。又、必要のない身体拘束や行動制限を行うこと。
- (2) 児童にわいせつな行為をすること、又は児童にわいせつな行為をさせること。
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間放置、職員としての監護を著しく怠ること。
- (4) 児童に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

※厚生労働省ホームページ掲載 児童虐待定義

<b>身体的虐待</b>	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
<b>性的虐待</b>	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
<b>ネグレクト</b>	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
<b>心理的虐待</b>	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス：DV)、きょうだいに虐待行為を行う など

(身体拘束の定義)

第3条 「身体拘束」とは当施設の職員が児童に対して行う次の行為をいう。

対象児の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況におくことを指し、結果として、その対象児の能力や権利を奪うことに繋がりがねない行為

(虐待防止・身体拘束適正化委員会)

第4条 事業所における虐待防止のため対策や、身体拘束等の適正化のための対策を検討するため、虐待防止・身体拘束適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は定期的に開催し、検討結果を職員に対し周知徹底を図る。

（虐待・身体拘束防止対応責任者）

第5条 虐待・身体拘束に関して責任主体を明確にするため、虐待・身体拘束防責任者を置く。

虐待・身体拘束防止責任者は管理者とする。

児童発達支援・放課後等デイサービス

「星とたんぽぽ」 渡邊 好子

児童発達支援・保育所等訪問支援

「星とたんぽぽいっぽづつ」 村上 百合香

（虐待・身体拘束防止受付担当者）

第6条 児童、その保護者、関係者等（以下「児童等」という。）が虐待や身体拘束の報告を行いやすくするため、虐待・身体拘束防止受付担当者を置く。

児童発達支援 「星とたんぽぽ」 金谷 久実

放課後等デイサービス「星とたんぽぽ」 石居 伸子

児童発達支援・保育所等訪問支援

「星とたんぽぽいっぽづつ」 澤田 真実

（虐待・身体拘束報告等の受付）

第7条 虐待・身体拘束防止受付担当者は、児童等からの虐待報告を随時受け付ける。また、虐待・身体拘束防止受付担当者が不在の時には、他の全ての職員が虐待報告を受け付けることができる。

2項 虐待防止受付担当者は虐待・身体拘束の報告を受けたときは、直ちに「虐待・身体拘束通報の受付・経過記録書」を作成し、虐待・身体拘束防止対応責任者に報告する。

（虐待・身体拘束への対応）

第8条 虐待・身体拘束防止対応責任者は、前条の虐待・身体拘束報告を受けたときは、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、市町村障害者虐待防止センターに通報を行う。

2項 虐待・身体拘束防止対応責任者は、虐待・身体拘束の内容及び原因を調査し、必要な改善策を検討する。

3項 虐待・身体拘束防止対応責任者は、児童の保護者、関係者等に対し、虐待身体拘束が発生した経緯及び改善策について説明しなければならない。

（虐待・身体拘束を受けた児童や家族への対応）

第9条 虐待・身体拘束の報告を受けた虐待・身体拘束防止受付担当者は、虐待・身体拘束を受けた児童の安全確保を最優先に行う。

2項 虐待・身体拘束を行った職員に対し、虐待・身体拘束の事実関係が明らかになるまでの間、出勤停止等の何らかの措置を講じ、児童が安心できる環境づくりを行う。

3項 管理者は、虐待・身体拘束を受けた児童やその家族に対して虐待・身体拘束が発生した経緯、虐待・身体拘束の内容等を説明し、謝罪を行い信頼の回復に努める。また、要望があれば関係書類の閲覧ができるようにする。

(改善に向けた措置)

第10条 虐待・身体拘束防止責任者は職員会議を開き、虐待・身体拘束の再発防止策を検討する。必要に応じて、児童と共に協議の場を設ける。

2項 虐待・身体拘束防止対応責任者は、虐待・身体拘束が発生した経緯及び改善策を記載した改善計画を策定し、児童等に説明する。

(虐待・身体拘束防止のための措置)

第11条 虐待・身体拘束防止対応責任者は、虐待・身体拘束の防止を図るため、定期的に職員研修を実施する。

2項 虐待・身体拘束防止対応責任者は、虐待・身体拘束対応の仕組みや通報先について、施設内やホームページ等に記載し周知する。

#### 行政機関その他苦情受付機関

岡山県運営適正化委員会	〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館内 (きらめきプラザ3階) TEL/FAX 086-226-9400 Eメール <a href="mailto:kuiyou@fukushiokayama.or.jp">kuiyou@fukushiokayama.or.jp</a> 相談受付 月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時まで
岡山市事業者指導課	〒700-0913 岡山市北区大供3丁目1-18 TEL 086-212-1015
岡山市障害福祉課	〒700-0914 岡山市北区鹿田町1丁目1-1 TEL 086-803-1235
岡山市障害者虐待通報ダイヤル	TEL 086-259-5303

(虐待・身体拘束対応の記録・報告)

第 12 条 虐待・身体拘束防止受付担当者は、虐待・身体拘束受付から解決・改善までの経過と結果について所定の書面に記録する。

2 項 虐待・身体拘束防止対応責任者は、被虐待・身体拘束者に対し改善を約束した事項について、随時又は一定期間後に児童等に報告する。

(養護者による虐待・身体拘束について)

第 13 条 虐待・身体拘束防止対応責任者及び、その他の職員は児童が養護者等からの虐待・身体拘束の痕跡や疑いがある場合は協議し、障害者虐待防止センターもしくは最寄りの児童相談所への相談を行う。

#### 附則

このマニュアルは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。